

第四十一次国会 衆議院 議院運営委員会 議録 第十一号

(一三三)

昭和三十七年九月二日(日曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事 福永 健司君 理事 鈴木 正吾君

理事 小野 久雄君 理事 久野 忠治君

理事 天野 公義君 理事 柳田 秀一君

理事 下平 正一君 理事 前田榮之助君

宇野 宗佑君 草野 一郎平君

齋藤 邦吉君 田邊 國男君

細田 吉藏君 毛利 松平君

安宅 常彦君 佐々木良作君

委員外の出席者

議長 清瀬 一郎君

副議長 原 健三郎君

議員 谷口善太郎君

事務総長 山崎 高君

本日の会議に付した案件

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起草の件

各委員会からの閉会中審査申出の件

本日の本会議の議事等に関する件

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起草の件についてであります。前国会におきまして、当委員会において本案の提出の手續をとったのでありますが、今回若干その内容を変更して提出したいと存じます。その内容につきまして、事務総長から説明を求めます。

第一類第十五号

議院運営委員会議録第十一号 昭和三十七年九月二日

国会議員互助年金法の一部を改正する法律

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「普通退職年金の支給」を「普通退職年金の全額の支給」に、「満五十五歳」を「満五十歳」に改め、同条第三項中「満五十五歳」を「満五十歳」に改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十五条第一項を次のように改める。

普通退職年金は、これを受ける者が年齢満五十歳に達する月まではその全額、満五十歳に達した月の翌月から満五十五歳に達する月まではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

第十六条第一項中「五十万円」を「五十五万円」に、「八十六万円」を「九十一万円」に、「九十六万円」を「百一十万円」に、「百六十六万円」を「百一十万円」に、「百五十万円」を「百五十五万円」に改める。

第二十三条中「百分の三」を「百分の四」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により納付すべき金額については、互助年金の支給の実績及び将来の給付に要する費用

の予想額に照らし、収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じて、検討されるべきものとする。

附則第二項中「衆議院議員としての在職期間」の下に「(昭和十八年法律第九十八号第二項に規定する召集中であることにより衆議院議員の職を失つた者であつて、同項の規定によりその職に復したものの)について、当該召集中の期間がその者の恩給の基礎となつてゐる場合を除き、当該召集によりその職を失つた日の属する月の翌月からその職に復した日の属する月の前月までの期間を含む。」を加える。

附則第七項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 改正後の国会議員互助年金法第十六条の規定は、昭和三十八年七月分の普通退職年金から適用する。

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第八項第七号の二中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

4 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)に規定する互助年金

理由

互助年金に係る納付金の率を引き上げるとともに、年齢又は高所得による普通退職年金の停止等に関し所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和三十七年度において、約百二十二万円の見込みである。(ただし、本案施行に伴う納付金の収入増は昭和三十七年度において、約五百八十万円の見込みである。)

○山崎事務総長 今回改正しようとする内容を申し上げます。

第一に、互助年金の納付金の率を歳費月額の百分の三から百分の四に引き上げるとともに、将来、必要に応じて、支給実績との収支の均衡を考慮することにしたものであります。

第二に、いわゆる若年停止については、恩給法の規定に準じ、五十才以上五十五才未満の者にその十分の七を支給しようとするものであります。

第三に、恩給法の改正に伴ひまして、普通退職年金についての高所得者による支給停止の現行基準金額を五十万円から五十五万円に引き上げることいたしました。

第四に、互助年金を受ける権利を国民金融公庫に担保に供し得るよういたしました。

第五に、戦時中召集のため衆議院議員の身分を失つた方が、その残任期間中に召集解除となつた場合、当時の法律によりまして衆議院議員に復職されたのでありますが、かような場合、その召集中の期間を、それが恩給の基礎となつてゐる場合を除き、この互助年金の基礎となる在職期間に算入することができるよういたしましたものであります。

○佐々木委員長 ただいまの事務総長の説明に対し、何か御発言はございせんか。

○谷口議員 私だけが文句を言うよりで気の毒ですが、ちょっと聞かしてもらいたいです。この改正案は、今御説明をいただきましたけれども、ここで第二十三条に二項を加えて「互助年金の支給の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じて、検討されるべきものとする。」ということ、今の百分の三を百分の四にして、一応納付金の方を額を上げていくということとをなされておる。将来それが足りないような場合には、また検討を加えるという内容だと思ふのです。そこからほんとうの意味の互助という精神を生かしていかうということだと思ふのですが、今資料を見ますと、相当国庫から持ち出す金がかかりしてゐる。現行の場合で言ひまして

も、参議院選挙後の状況でいいますと、年金支給額が約六千八百十二万円、百分の三の納付金といたしますと、赤字が二千五百九十八万円ということになります。これを百分の四にいたしましたも、千四百三十六万円以上の国庫持ち出しになります。そこへ改正案の五十才まで引き下げまして、そうして若年停止の変更による加算額が加わりますと、この資料を見ますと、支出額が六千七百八十二万円、それを百分の四にいたしましたも、なお二千三百三十六万四千四百二十円国庫から持ち出すということになります。もし、この赤字をなくするためには、資料によりまして、百分の五・九、それほど納付金をの出さないためである。つまり約六分の納付金を出さなければだめだということが明らかになっておりますから、それが百分の四では、初めから百分の二くらい持ち出しが明らかになっておる。にもかかわらず、百分の四というところで押えていって、将来また考えようというふうなことをおっしゃっていたしましたけれども、実際は国庫から持ち出すという点では、はっきりそれを解決するという立場がなくて、ただ言葉で、こういう条文を入れることによって、言葉は悪いのですが、ごまかすことになるのじゃないかというふうに私どもは思うのですが、その点はどうでしょう。か、提案者は……。

○佐々木委員長　ちよつと私からお答え申し上げます。

これは二千万円とありますけれども、一〇〇%の場合に二千万円でですから、これが七〇%となると、この数字はだいぶ変わってくると思います。これは数字を計算してみなければはつ

きりお答へ申し上げられませんが、これより減ることは事実です。谷口さんの御意見は、国に世話をある程度かけけるのはわかつていて、そうしてやつておるじゃないかというお話ですが、中には全然わかれの掛金だけでやつていこうという考えもございます。そうになると、やはりこれはちょうど頼母子講のような格好になりまして、入る人もあり、入らない人もこれは自由で、あるいは掛金の場合も、あるいは金を集める場合も、だれが集金するか、そういう点になりますと、やはり一つの恩給法なり、あるいはまた共済年金制度なりに基づいた法律でなければ、ある程度の強制権がないわけでは、だから、他の公務員やその他のことから比較いたしましたして、国の恩恵を受けておるといふのはほとんど事務費程度のものでして、この互助年金は多く国のお世話になっておるといふ性格のものじゃございません。そういう点で、われわれはできるだけ国の費用のお世話になることを少なくしていこう、しかし皆無にしよとは考えておりませんが、ただいま申し上げたような頼母子講的なことでは何らの權威がございませぬから、こういうことで将来ともできるだけ国のいわゆる支出というものを少なくしようという精神でありますから、その点は御了承願いたいと思ひます。

○谷口議員　私も、これは国庫から出す分は一千万、二千万というわずかな金だから、大したことはないと言えは言えると思います。委員長がおっしゃったような考え方も大いに成り立つわけだと思ふのです。しかし、これは、ああいう匆忙の間ですから、お互いに

意を尽くせなかつたと思ひますけれども、前に私申し上げましたときに、各党からのお話では、国庫には迷惑をかけぬのだ、われわれの金を出して、われわれがやるのだから、何も他の年金制度やあるいは恩給制度と比較する必要はないじゃないかというような御意見がございました。私は、あのとき非常に時間がなかつたのでこれに触れなかつたけれども、これは法律から申ししても、われわれは掛金を出すのであつて、国庫へ納付する納付金であります。それから支給は国庫がやるということになつておりますから、今の状況でいへば、新しい議員がどんどん出て、古い議員が落ちていくということになりますから、おそらくどんどんふえていくだろう、それは国庫の負担分が多くなる、そういう建前になつております。従つて、国庫のお世話になつていないのだというような言い方——この問題はこの前提起されたのであります、それが、そこらの点は、ここではつきり、あれは間違ひだつたということをお認めになりますか。

○下平委員 そんなことはない。これは國庫のお世話にならぬということ、全然われわれだけでやっているのだという觀念でやっているわけじゃないのです。この法律は、御承知のように、第一条に出ております通り、国会法三十六条に基づいてこの法律をきめるのだということに法律の趣旨がなっております。

るわけです。御承知のように、国会法三十六条は、国会議員に退職金を支給することができるのだ、こういうことです。そこで、きょうも午前中にやっただんですが、国会法に基づいて実際に退職金を支給するということになる

と、退職の時期をどうするか、あるいは在職の期間をどう見るかとか、いろいろむずかしい問題が出てくるので、とりあえず三十六条によるところの退職金の制度と、お互いが掛金を出す互助の制度とをミックスしてこれを発足しよう、こういうことでこの互助年金法ができてゐるわけです。従つて、この互助年金法の精神というものは、当然国庫が退職金として負担すべき程

度のもを負担してもよろしいのではないかという考え方から出ているわけでは、ない。そういふ前提に立つて議論をしているわけでは、ない。この互助年金制度というものは、互助だ、国庫に負担は一銭もかけないのだ、われわれだけのもの

だという考え方でこの法律はできているわけじゃない。三十六条の精神でできているのです。ですから、法律の第一条には、国会法三十六条に基づいてこれをきめるのだということを明記してあるわけです。従って、われわれの

議論も、**国庫補助**というものは、三十六条に基づいて当然あり得るものだ、ただし、われわれの議論は、**互助**というものは純然たる**互助**というものにして、三十六条に基づく**退職金制度**を別個の法律でつくることが一番すっきり

○谷口議員 下平さんのお言葉で、ま
六条の退職金制度を別に設けることを
早急に検討するが、それまではこの
ミックスされた互助年金でいくのだ、
こういう考え方です。

ことに恐縮ですけれども、そうしますと、前のときに皆さんの御発言になった速記録をお読みいただければわかるのですけれども、これは国から持ち出すものじゃなくして、われわれが掛金を

やつて、われわれが独自にやるのだから、ということを強調されております。だから、その点はいふん前と違ふ。それはけっこうですが、ただ、この場合、私どもは、この前の申し合わせ——申し合わせでもなかったですけども、結論としましては、完全な互助制度、そういうものをつくらうじやないかということが一応結論であつたと思ひのです。

○佐々木委員長 それはあなたのお聞き違いです。そういう御意見もあったということ、いっそのこと国の世話にならぬでもないじゃないかという御意見もありましたけれども、それでできたわけではないのですから……。

○谷口議員　そういふ点で、あのとき、どたんばになって本会議にも出なかつたというふうに私ども承知しているわけですが、この場合、どうもきょう最後の日に、国民に対していろいろな点で批判の対象になるような問題が

出てきて、どさくさにまぎれて通すというような状態では非常に残念だと思います。そういう意味で、どうも私どもは納得がいかないわけです。

○佐々木委員長 それは谷口さん、ちょっと今どさくさというお話もあり

ましたけれども、どさくさに、お手盛りのなかでは決してございません。これは恩給法に基づいてということがちゃんと書いてあるのでございまして、国会議員だけに特別に若年停止を適用しようとするというのはござい

ませんから、その点一つ御了承願いた
いと思います。決してお手盛りでもな
ければ、どさくさでもございませ
ん。これはやはり各党において十分検討
する時間をかけましたから本日になつた

だけの話で、きょう急に持ち出してあれしたのでございせんから、それで御了解願いたいと思ひます。

○安宅委員 谷口さん、一つ誤解を解いておかなければならないと思うのですが、国会法第三十六条には、「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。」ということがあるのに、なぜないのだ。これは勤務年数やいろいろなことで議論があつて、庶務小にも出て、私も参加したことがあるのですが、そういうのが基本であつて、互助というものは、本来ならば任意制でなければならぬ。三十六条に明確にあるのに遠慮をしておるといふのが立場なんです、そのときにいろいろと論議の過程として、国庫からほとんど金は出ていないのだといふふうな何かお話があつたかも知れませんが、そういうことについては、その基礎になる精神そのものは、国会法三十六条に基づいてこの法律はできたのだといふことを明らかに書いてあるのに、これは矛盾しているのじゃないかという意味の議論をしたことはあるけれども、御説のような議論はなかつたのじゃないかと私は思うのです。

それからもう一つは、どさくさというけれども、これは前国会からの懸案事項で、どさくさになつたのは、はなはだ申しわけないけれども、自民党さんの方で何か大へんごちゃごちゃしたからごたごたしたのだけれども、ほんとうはこの前の本会議で上げるべきものだったのです。そこでこの議連の当初から、下平さんあたりは、この問題ははっきりしやうじゃないかといふことを発言して、今までやってきたのだから、どさくさとか、お手盛りとか、

新聞が書いたから何かそう考へているのかも知れませんが、私はそうじゃないと思ひます。これは明確に受けるべきものは受けるのがほんとうじゃないかと思ひます。

○谷口議員 安宅君、今そういうふうにおつしやるとしますと、これは一つの議論、考え方でございすけれども、私も、私の方でも、そういう点ではむしろ国庫で全部負担してやるべきだといふ意見すらあります。

○安宅委員 それがお手盛りだ。○谷口議員 それがお手盛りだといふ意見を言つておられるのじゃないかと、それを私は言つておられるのじゃないかと、やり方です。前のときは、それはあなた速記録をお読みになればわかります。お前は誤解しているのじゃないか、これはわれわれの金を出してわれわれがやつておられるものであつて、国庫から一文ももらぬのだから、はつきり言われておる。皆さんはどさくさではないとおつしやるけれども、これは前からの懸案であります。だけれども、どういふ原案が出てくるのかについて、私も今これをもちつただけですが、それは理事会に出たり、小委員会に出たりしておれば、どさくさじゃないかと思ひます。どういふ方向でどういふふうな方として、完全な互助年金制度が出るのじゃないかといふふうに考へておつたわけですが、今びつくりしたわけですが、そういう点で、私もどさくさだと思ひます。そういう点におきましては、やはりよろしくないので、私どもは思ひます。

○佐々木委員長 それでは、ただいま事務総長から説明のありました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案につきましても、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。なお、ただいま決定いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、本日の本会議に緊急上程するに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○佐々木委員長 次に、各委員会からの閉会中審査申し出の件についてであります。お手元に配付の印刷物にあります通り、各委員会から閉会中審査の申し出が参つております。

各委員会閉会中審査申出案件
○内閣委員会

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（綱領第三、君外七名提出、第三十九回国会衆議案第九号）
二、旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案（小笠公昭君外八名提出、第三十九回国会衆法

第一〇号

三、中小企業省設置法案（松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆法第二六号）
四、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（石橋政嗣君外二十一名提出、第四十回国会衆法第四四号）

五、行政機構並びにその運営に関する件
六、恩給及び法制一般に関する件
七、国の防衛に関する件
八、公務員の制度及び給与に関する件

九、榮典制度調査並びに榮典法案起草に関する件
○地方行政委員会

一、地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、第四十回国会衆法第一四四号）
二、地方自治法の一部を改正する法律案（川村謙義君外二名提出、第三十九回国会衆法第五号）

三、地方自治法の一部を改正する法律案（滝井義高君外二十一名提出、第四十回国会衆法第三七号）
四、昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特例法案（太田一夫君外九名提出、衆法第一号）

五、地方自治に関する件
六、地方財政に関する件
七、警察に関する件
八、消防に関する件

○法務委員会
一、裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（畑和君外八名提出、第三十九

回国会衆法第三号）

二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安及び人権擁護に関する件

○外務委員会
一、國際情勢に関する件
○大蔵委員会

一、国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案（網島正興君外六十名提出、第四十回国会衆法第三三

号）
二、国の会計に関する件
三、税制に関する件
四、関税に関する件

五、金融に関する件
六、証券取引に関する件
七、外国為替に関する件
八、固有財産に関する件

九、専売事業に関する件
一〇、印刷事業に関する件
一一、造幣事業に関する件

○文教委員会
一、学校教育に関する件
二、社会教育に関する件
三、体育に関する件

四、學術研究及び宗教に関する件
五、國際文化交流に関する件
六、文化財保護に関する件

○社会労働委員会
一、生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出、第四十回国会衆法第九号）

二、最低賃金法案（勝岡田清一君外十二名提出、第四十回国会衆法第一六号）
三、港湾労働者の雇用安定に関する

る法律案(五島虎雄君外十二名提出、第四十回国会衆法第二二二号)

四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

六、労働関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

○農林水産委員会

一、沿岸漁業等振興法案(内閣提出、第四十回国会衆法第一四四号)

二、沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一四四号)

三、水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一五五号)

四、水産業改良助長法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一六六号)

五、南九州防災官農振興法案(川村繼義君外二十一名提出、第四十回国会衆法第二二二号)

六、南九州防災官農公団法案(川村繼義君外二十一名提出、第四十回国会衆法第二二二号)

七、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十四名提出、第四十回国会衆法第五五号)

八、漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出、第四十回国会衆法第三六六号)

九、農薬取締法の一部を改正する

法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第六六号)

一〇、農林水産業の振興に関する件

一一、農林水産物に関する件

一二、農林水産業団体に關する件

一三、農林水産金融に関する件

一四、農業災害補償に関する件

一五、農工委員会

一、金属鉱産物価格安定臨時措置法案(多賀谷眞穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆法第三三三号)

二、金属鉱物資源開発助成法案(多賀谷眞穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆法第三三三号)

三、有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出、第四十回国会衆法第四四四号)

四、中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆法第二四四号)

五、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆法第二五五号)

六、中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百三十五名提出、第四十回国会衆法第四二二二号)

七、通商産業の基本施策に関する件

八、経済総合計画に関する件

九、公益事業に関する件

一〇、鉱工業に関する件

一一、商業に関する件

一二、通商に関する件

一三、中小企業に関する件

一四、特許に関する件

一六、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一七、運輸委員会

一、鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(久保三郎君外九名提出、第四十回国会衆法第二二二号)

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

七、海上保安に関する件

八、観光に関する件

九、気象に関する件

一〇、通信委員会

一、郵政事業に関する件

二、郵政監察に関する件

三、電気通信に関する件

四、電波監理及び放送に関する件

五、建設委員会

一、街燈整備促進法案(川村繼義君外十七名提出、第三十九回国会衆法第一二二二号)

二、地すべり等防止法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第九九号)

三、国土計画に関する件

四、地方計画に関する件

五、都市計画に関する件

六、河川に関する件

七、道路に関する件

八、住宅に関する件

九、建築に関する件

一〇、建設行政の基本施策に関する件

一、予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

二、予算委員会運営の改善に関する件

三、決算委員会

一、昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十五年度国庫金整理資金受払計算書

昭和三十五年度政府関係機関決算書

二、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和三十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書

五、歳入歳出の実況に関する件

六、国有財産の増減及び現況に関する件

七、政府関係機関の経理に関する件

八、公団等国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件

九、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一〇、国会の決算審査に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

懲罰委員会

一、懲罰制度に関する件

災害対策特別委員会

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第四四四号)

二、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第五五五号)

三、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(岡本隆一君外四十九名提出、衆法第七七号)

四、昭和三十七年七月及び八月の風水害による被災者の援護に関する特別措置法案(中村重光君外四十九名提出、衆法第八八号)

五、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

二、科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件

三、石炭対策特別委員会

一、鉱山保安法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第三三三号)

二、ほた山崩壊防止法案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第一〇〇号)

三、石炭対策に関する件

オリンピック東京大会準備促進特別委員会

一、オリンピック東京大会準備促進に関する件

〇佐々木委員長 本件につきまして

は、本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○佐々木委員長 次に、今国会が閉会になりましたも、従来設置いたしておりました国会法改正等に関する小委員会、図書館運営小委員会、院内の警察及び秩序に関する小委員会及び庶務小委員会は、いずれも引き続き調査を行なうことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、閉会中も小委員、小委員長及び理事から辞任の申し出がありました場合には、委員長においてこれを決することとし、また、委員の異動、小委員、小委員長及び理事の辞任等によって欠員が生じた際の小委員、小委員長及び理事の補欠選任につきましても、委員長においてこれを指名することに御一任を願っておきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○佐々木委員長 次に、本日内閣委員会の審査を終了する予定になっております防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上

程の申し出があります場合は、右案は場内交渉におまかせ願いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 次に、緊急上程の請願についてであります。沖繩船舶の日本国旗掲揚に関する請願外百一件が本日委員会において採択すべきものと決定いたしております。

右各請願は、本日の本会議に緊急上程するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○佐々木委員長 次に、本日の議事日程第一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党の武藤山治君から反対、また、自由民主党の伊藤五郎君から賛成討論の通告があります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○佐々木委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○山崎事務総長 まず、第一に、日程第一をお願いいたします。白井大蔵委員長が御報告になります。討論がお二人ございます。これは反対は社会党と民社と共産党でございます。次に、ただいま御決定願いました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を緊急

上程願ひまして、趣旨弁明は佐々木議院運営委員長がなされます。次に、請願をお願いいたします。次に、閉会中審査の議決をお願いいたします。それで休憩ということになります。

○佐々木委員長 それでは、本会議は、午後零時十分予鈴、午後零時二十分から開会することいたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十七年九月四日印刷

昭和三十七年九月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局